



2024年11月6日

各位

会社名 株式会社コロプラ
代表者名 代表取締役社長 宮本貴志
(コード: 3668 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 原井義昭
(TEL. 03-6721-7770)

経営体制の変更及び代表取締役の異動並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り経営体制の変更、代表取締役の異動及び上席執行役員制度の導入を決議しましたので、お知らせいたします。

なお、取締役の選任及び経営体制の変更に伴う定款の変更は、2024年12月20日開催予定の第16回定時株主総会を経て、正式に決定される予定であります。また、代表取締役の異動は、当該株主総会及びその後の取締役会の決議を経て、正式に決定される予定であります。

記

1. 経営体制の変更及び上席執行役員制度の導入の目的

当社グループの事業推進力を高め、企業価値の持続的な増大を図ること、またその土台となるコーポレート・ガバナンスを一層強化することを目的として経営体制を大きく変更し、上席執行役員制度を導入することといたしました。また、あわせてCxOを任命することで各人のスペシャリティに応じた執行責任の明確化を図ります。

(1) 役割・責任の明確化による事業推進力の向上

上席執行役員制度を導入し、「会社経営の重要事項の意思決定」及び「業務執行の監督」の機能を果たす取締役会と、「業務の執行」を行う上席執行役員の役割と責任をより明確化し業務権限を委譲します。これにより経営における迅速な意思決定と機動的な業務執行体制を実現し、事業推進力を高めることで、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 取締役会の監督機能の強化

取締役会における社外取締役の比率を高め、これまで以上に株主視点を取り入れること等により、取締役会の監督機能の実効性を高めます。

2. 代表取締役の異動

(1) 異動の理由

当社は「“Entertainment in Real Life” エンターテインメントで日常をより楽しく、より素晴らしく」をMissionに掲げ、最新のテクノロジーと独創的なアイデアで新しいエンターテインメントの提供を行っております。

現代表取締役会長 チーフクリエイターの馬場功淳は当社の創業者であり、代表取締役会長及びチーフクリエイターとして、創業より 16 年間当社グループの成長を牽引してまいりました。当社グループの更なる飛躍のため、今後は新作ゲームの開発及び新事業の創出に専念し、引き続き当社グループの企業価値の向上を支えます。

(2) 異動の内容

氏名	新役職	現役職
馬場 功淳	取締役会長 チーフクリエイター	代表取締役会長 チーフクリエイター
宮本 貴志	代表取締役社長	同左

3. 取締役候補者（2024年12月20日開催予定の第16回定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職	現役職	新任・ 重任
馬場 功淳	取締役会長 チーフクリエイター	代表取締役会長 チーフクリエイター	重任
宮本 貴志	代表取締役社長	同左	重任
原井 義昭	取締役	同左	重任
坂本 佑	取締役	同左	重任
柳澤 孝旨	社外取締役	同左	重任
武田 雅子	社外取締役	同左	重任
阿部 美寿穂	社外取締役監査等委員	-	新任

※1 当社は、柳澤孝旨氏及び武田雅子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。第16回定時株主総会において選任された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定であります。

2 第16回定時総会終結の時をもって、監査等委員である社外取締役長谷川哲造氏及び月岡涼吾氏が辞任いたします。つきましては、その補欠として監査等委員である社外取締役阿部美寿穂氏の選任をお願いいたしたいと存じます。第16回定時株主総会において補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

第16回定時株主総会において選任された場合、当社は、阿部美寿穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. 新任取締役候補者の氏名・略歴等

氏名	略歴	
阿部 美寿穂 (1975年1月27日生)	2000年 10月 2004年 4月 2016年 10月 2022年 6月	監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 阿部美寿穂公認会計士事務所設立 代表 (現任) INCLUSIVE 株式会社 社外監査役 (現任)

公認会計士として財務・会計に関する高い専門性に加え、大手企業での監査役としての豊富な経験及び実績を有しております。

このため、当社は、同氏が社外取締役 (監査等委員) として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待できるため、候補者として選任することといたしました。

5. 執行役員制度の改定

(1) 改定の目的

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行における責任の所在を明確にするとともに、業務執行権限の委譲により、機動的な経営体制を構築するため、上席執行役員制度を導入いたします。

(2) 導入の時期

2024年12月20日 (予定)

(3) 上席執行役員及び執行役員 (第16回定時株主総会終結後)

氏名	新役職	現役職
宮本 貴志 ※1	代表取締役社長 上席執行役員 CEO HR 本部、アライアンス部、コーポレートデザイン部及び内部監査室管掌	代表取締役社長
原井 義昭 ※1	取締役 上席執行役員 CFO 経営管理部及びGameFi 準備室管掌	取締役 経営管理部管掌
坂本 佑 ※1	取締役 上席執行役員 CPO エンターテインメント本部及びLIVE 事業推進室 STAR STUDIOS 管掌	取締役 エンターテインメント本部長
菅井 健太	上席執行役員 CIO 技術基盤本部及びIT 戦略推進部管掌	取締役 技術基盤本部長兼HR 本部管掌
池田 洋一	上席執行役員 CDO テクノロジー推進本部管掌	取締役 テクノロジー推進本部長
山崎 聡士	上席執行役員 CLO 法務知財部管掌	取締役 法務知財部長
瀧田 和伸	上席執行役員 CSO 経営企画本部管掌	執行役員 経営企画部長
森 林太郎	執行役員 経営管理部長	同左
角田 亮二	執行役員 エンターテインメント本部副本部長	エンターテインメント本部 B1スタジオ部長

※1 2024年12月20日開催予定の第16回定時株主総会において、取締役として選任されることを条件としております。

2 CEO: Chief Executive Officer/CFO: Chief Financial Officer/CP0: Chief Product Officer/
CIO: Chief Information Officer/CDO: Chief Development Officer/CLO: Chief Legal Officer/
CSO: Chief Strategy Officer

6. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

当社は、本日開催の取締役会において、上級執行役員制度を導入することを決議いたしました。導入した目的は、5.(1)に記載のとおりであります。上席執行役員制度の導入に伴い、定款第21条を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2024年12月20日(予定)

定款変更の効力発生日 : 2024年12月20日(予定)

7. 退任予定取締役(第16回定時株主総会終結時)

菅井 健太(現 取締役) 任期満了による退任 ※1

池田 洋一(現 取締役) 任期満了による退任 ※1

山崎 聡士(現 取締役) 任期満了による退任 ※1

ハロルド・ジョージ・メイ(現 社外取締役) 任期満了による退任

長谷川 哲造(現 常勤監査等委員である社外取締役) 辞任による退任 ※2

月岡 涼吾(現 監査等委員である社外取締役) 辞任による退任 ※2

※1 第16回定時株主総会終結の時をもって、上席執行役員に就任する予定であります。

2 長谷川哲造氏及び月岡涼吾氏より、2024年12月20日に開催予定の第16期定時株主総会の終結の時をもって一身上の都合により辞任したい旨の申し出があったため、当社はこれを受理いたしました。また、阿部美寿穂氏を後任の監査等委員である社外取締役候補者として当該株主総会に付議することといたしました。

なお、常勤監査等委員である社外監査役につきましては、2023年12月22日に開催した第15回定時株主総会において戸澤章氏を選任し、十分な引継を完了しております。

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第18条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第20条 (条文省略)</p> <p>第21条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役</u>を選定することができる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会<u>並びに執行役員</u></p> <p>第19条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (代表取締役、<u>役付取締役及び上席執行役員等</u>)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長<u>及び取締役副社長</u>を選定することができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>取締役会は、その決議によって、上席執行役員を選任し、当会社及び関係会社の業務を執行させることができる。</u></p> <p>5. <u>取締役会は、上席執行役員の中からCEO及びその他の役付上席執行役員を選定することができる。</u></p> <p>6. <u>取締役会は、その決議によって、上席執行役員のほか、執行役員若干名を選任することができる。</u></p> <p>第22条～第41条 (現行どおり)</p>